

令和  
二年  
五條市議会第二回六月定例会会議録(第四号)

令和二年六月十八日(木曜日)

議事日程(第四号)

令和二年六月十八日 午前十時開議

第一 議第四十四号 令和二年度五條市一般会計補正予算(第三号)議定について

議第四十五号 工事請負契約の締結について

第二 議第三十七号 五條市人権が尊重されるまちづくり条例の制定について

第三 発議第九号 地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議

第四 発議第十号 牧野雅一議員に対する議員辞職勧告決議について

追加日程(第五号)

第一 選第二号 特別委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十一名)

一番 伊谷賢司  
二番 養田全康

欠席議員（二名）

説明のための出席者

市長  
副市長  
教育長  
理事  
技監  
市長公室長  
総務部長  
危機管理監

太 檜 堀 南 冠 和 松 石  
田 内 内 内 田 田 本 田  
好 成 伸 則 雅 剛 成 茂  
紀 吉 起 行 之 明 人 人

三番 五番 六番 七番 八番 九番 十番 十一番 十二番

平 吉 窪 岩 福 山 吉 藤 大  
岡 田 田 本 塚 口 田 富 谷  
清 佳 耕 雅 美 龍  
司 正 秀 孝 実 司 範 子 雄

四番 牧 野 雅 一

事務局職員出席者

午前十時零分開会

事務局長 馬場 雅樹  
事務局次長 馬場 孝一  
事務局係長 坂口 和美  
事務局係員 窪勇美  
速記者 柳ヶ瀬 五美

すこやか市民部長 中本 賢二  
あんしん福祉部長 平田 耕一  
産業環境部長 井上 昭  
都市整備部長 上田 井  
教育部長 松井 和朗  
西吉野支所長 大垣 悟  
大塔支所長 吉川 佳秀  
水道局長 東 純司  
会計管理者 小森 比美  
秘書課長 西本 久雄  
企画政策課長 西 久美  
財政課長 戸野 哲

○議長（吉田雅範）ただいまから、去る九日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。  
牧野雅一議員から欠席届が出ております。

○議長（吉田雅範）初めに表彰状と感謝状の伝達を行います。

事務局長に紹介させます。

○事務局長（馬場雅樹）命により、私から御紹介を申し上げます。

去る、五月二十七日に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面決議となりました全国市議会議長会第九十六回定期総会におきまして、表彰規程により、十年以上議員の職にあります吉田雅範議長及び福塚 実議員に表彰状の贈呈がありました。

また、昨年度、理事を務められました平岡清司前議長、吉田雅範議長に感謝状の贈呈がありました。

次に、五月二十二日に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面決議となりました第一回奈良県市議会議長会におきまして、昨年度、会長を務められました平岡清司前議長、吉田雅範議長に感謝状の贈呈がありました。

以上で、紹介を終わります。

それでは、議長からその表彰状及び感謝状を伝達していただきます。

まず、表彰状です。

お名前を呼び上げますので、御登壇ください。福塚 実議員。

〔八番 福塚 実登壇〕

○議長（吉田雅範）表 彰 状

五條市 福塚 実殿

あなたは市議会議員として十年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので、第九十六回定期総会にあたり本会表彰規程によつて表彰いたします。

令和二年五月二十七日

全国市議会議長会 会長 野尻哲雄（代読）

おめでとうございます。(拍手)

○事務局長（馬場雅樹）続きまして、感謝状でございます。

お名前を呼び上げますので、御登壇ください。平岡清司議員。

〔三番 平岡清司登壇〕

○議長（吉田雅範）感謝状

五條市 平岡清司殿

あなたは全国市議会議長会理事として会務運営の重責にあたられ本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものとありますので、第九十六回定期総会にあたり深甚な感謝の意を表します。

令和二年五月二十七日

全国市議会議長会 会長 野尻哲雄（代読）

おめでとうございます。(拍手)

○議長（吉田雅範）感謝状

前五條市議会議長 平岡清司殿

あなたは奈良県市議会議長会会長として会務運営の重責にあたられ本会の使命達成に尽くされたその功績は誠に顕著なものとあります。よってここに深甚なる感謝の意を表します。

令和二年五月二十六日

奈良県市議会議長会 会長 御所市議会議長 南 満（代読）

おめでとうございます。(拍手)

○議長（吉田雅範）以上で表彰状と感謝状の伝達を終わります。

表彰状をお受けになられました福塚議員には、長年にわたり市政の発展に尽くされた功績に対し、深甚なる感謝の意を表しますとともに、今後ますます御精励をいただきますようお願いいたします。

また、感謝状をお受けになりました平岡前議長には議長在任中、五條市議会を代表して全国及び近畿市議会議長会の発展に尽くされた御功績と奈良県市議会議長会の会長としての会務の運営に務められた御功績に対し深甚なる感謝の意を表しますとともに、今後ますますの御精励をいただきますようお願いいたします。

○議長（吉田雅範）私の方から謝罪をさせていただきたいことがございます。

選挙管理委員会より、議員全員に対し平成二十四年、二十五年、二十九年と三回にわたり立て看板の管理については是正のお願い文書や、平成二十六年には証票の交付についての注意喚起があった中で、私が即座に対応しなかったことに対しておわび申し上げます。

また、先日の総務文教常任委員会におきまして、委員から看板の枚数が多いとの指摘を受け是正をしたのですが、答弁の際、十二枚と発言いたしました。実際には枚数に關しまして、思い違いがあったことを選挙管理委員会に報告し確認していただきました。今は是正をさせていただきますので、大変申し訳ございませんでした。

○議長（吉田雅範）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）日程第一、議第四十四号及び議第四十五号の二議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、副委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会  
伊谷賢司副委員長。

〔総務文教常任副委員長 伊谷賢司登壇〕

○総務文教常任副委員長（伊谷賢司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第四十四号及び議第四十五号の二議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、六月九日の本会議において当委員会に付託され、十日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第四十四号、令和二年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきましては、歳入歳出予算及び地方債の補正で、歳入歳出予算については、その総額にそれぞれ七千二百四十九万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二百五十四億三千五百三十七万一千円とするもので、歳出予算の主な内容は、五條市ビジョン事業評価支援業務委託料四十五万円、コミュニティ助成事業助成金百七十万円、マイナンバー制度に伴うシステム設定変更業務委託料百七十八万二千円、測量設計業務委託料九百万円、道路補修工事費三千四百万円、補償金三百万円、学校ICT（GIGA）環境整備業務委託料一千五百九十万三千円、ICT教育関連機器借上料四百三十一万二千円、オンライン学習用品購入費二百三十五万二千円で、歳入予算の主な内容は、国庫支出金二千二百三十七万七千円、繰入金二千二百五十二万二千円、諸収入百七十万円、市債二千五百九十万円を追加し、歳出との均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、道路維持費の内容をただしたのに対し、「委託料九百万円は、市道森上西新子線の測量設計業務委託で、工事請負費三千四百万円は、市道北曾木線で、補償補てん及び賠償金三万円は、市道北曾木線の工事に係る立木の補償費である。」との答弁があり、費用の見積りの担当課についてただしたのに対し、「委託料九百万円及び工事請負費三千四百万円は、建設課独自で現地調査をしている。」との答弁があり、委員から、工事請負費三千四百万円は、何を基準にしているかをただしたのに対し、「平成二十八年度に完了した測量設計業務である。」との答弁があり、委員から、補償金の詳細をただしたのに対し、「市道北曾木線の工事に伴う梅農家の方への立木補償である。」との答弁があり、委員から、入札担当課及び入札方法をただしたのに対し、「入札は監理課で行い、指名競争入札で発注する予定である。」との答弁があり、委員から、物品購入でいろいろ疑惑、問題があったので、工事の入札においても、疑惑、問題が起らないように正確にしていきたいとの意見がありました。

また、委員から、GIGAスクール構想について、タブレット端末を家へ持ち帰ったとき、家のWiFi環境が厳しい児童・生徒には、モバイルWiFi等の提供ができるかをただしたのに対し、「モバイルWiFiルーターの貸出しを考えている。」との答弁があり、委員から、学校のWiFi環境整備における見積りの精査をどのようにしているかをただしたのに対し、「WiFi環境整備については、

建物の状態や機器の設置等を精査している。また、文部科学省からの通達もあり、全ての教室ではないが、あくまで最小限の高速大容量のWiFi環境整備を進めている。」との答弁があり、委員から、そのWiFi環境は、教職員も利用できるかをただしたのに対し、「今後は、利用できることを想定している。」との答弁があり、委員から、WiFi環境整備のスケジュールが早くならないかをただしたのに対し、「共同調達による端末の納入時期が十月ごろであり、WiFi環境整備の工事について夏季休業が短縮されたため、夏休み中に全ての工事が終了できるか未定である。」との答弁があり、委員から、できるだけ早くしていただけるようお願いするとの意見がありました。

また、委員から、マイナンバー制度に伴うシステム設定変更業務委託料についてただしたのに対し、「現状のマイナンバーカードは、住民票を基礎とした制度であり、国外へ転出すると、住民票が削除され、マイナンバーカードが利用できなくなるため、令和元年五月三十一日に公布されたデジタル手続法により、日本国籍の方が、国外転出後も利用可能な戸籍の付票を個人認証の基礎として活用し、マイナンバーカードを利用できるようにすることとなったため、マイナンバーに関しても、戸籍付票システムと住民基本台帳システムを連結させるために、住民基本台帳のシステムを改修する費用である。」との答弁があり、委員から、今は、新型コロナウイルス感染症予防のために、いろいろな活動が中止になっているが、しっかりとマイナンバーカードの普及啓発を進めていただきたいとの意見がありました。

また、委員から、雑入の自治総合センター助成金についてただしたのに対し、「大塔町の阪本自治会へのコミュニティ助成金である。」との答弁があり、委員から、「阪本踊りについての実態と助成金以外に地元負担金等があるかをただしたのに対し、「会員は二十名で、地元自治会の支出は約七千円である。」との答弁があり、委員から、大変すばらしい取組なので、どこかでお披露目等ができればよろしくお願ひしたいとの意見がありました。

また、委員から、五條市ビジョン事業評価支援業務委託料について事業評価をする必要性等をただしたのに対し、「五條市ビジョンは、本市の最上位計画であり、外部評価を受けることを予定しており、事業評価、行政改革、予算要求の三つの仕組みを一元管理するための個別シート」の作成が必要となる。」との答弁があり、委員から、五條市の事業、政策、方針に関することは外部委託ではなく、市議会議員と議論して土台、基礎を作り上げることが大事ではないかとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十五号、工事請負契約の締結につきましては、（仮称）五條A認定こども園建設工事を総合評価落札方式（簡易型）一般競争入札で、二共同企業体から入札書の提出があり、開札の結果、田原・キタムラ特定建設工事共同企業体が、入札金額消費税抜きで七億五千七

百万円、技術評価百二十・一六点、評価値十五・八七三点であり、評価値の高い田原・キタムラ特定建設工事共同企業体、代表者 株式会社田原建設代表取締役 田原清史と工事請負契約を締結しようとするもので、契約金額は、消費税込みで八億三千二百七十万円であるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、積算の担当課と予定価格は何を基準にしたかをただしたのに対し、「教育委員会事務局が担当課で、平成三十年度から令和元年度に掛けて、(仮称)五條A認定こども園の設計業務委託を行った阿波設計事務所的设计に基づき積算している。」との答弁があり、委員から、最低制限価格は幾らであったかをただしたのに対し、「最低制限価格は今回調査基準価格とし、六億八千二百二十万円であった。」との答弁があり、委員から、予定価格及び最低制限価格の設定において、国の基準はあるかをただしたのに対し、「最低制限価格は、国で定めている中央公共工事契約制度運用連絡協議会が算出モデルを公表しており、それに基づいて適正な価格を算出している。」との答弁があり、委員から、審査委員会を構成している課をただしたのに対し、「事務局である監理課、事業担当部長等、実施要領に定めているメンバーで構成している。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「認定こども園整備事業について」報告を受けた次第であります。  
以上、御報告申し上げます。

○議長(吉田雅範) 報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る九日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの総務文教常任委員会副委員長の報告に対する質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(吉田雅範) 御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより議第四十四号及び議第四十五号の二議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員会副委員長から報告がありましたとおり、本二議案は原案のとおり決することに御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本二議案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第二、議三十七号を議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会吉田 正委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田 正登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田 正）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第三十七号につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、六月九日の本会議において当委員会に付託され、十一日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

議第三十七号、五條市人権が尊重されるまちづくり条例の制定につきましては、部落差別の解消の推進に関する法律を始めとするあらゆる差別の解消を目的とした法令に基づき、人権意識の高揚を図り、市民等の参加による真に人権が尊重される五條市の実現に寄与することを目的とし、当該条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、今、この条例が必要になる理由をただしたのに対し、「部落差別の解消の推進に関する法律及び奈良県部落差別の解消の推進に関する条例が制定されたことに伴い、本市においても、部落差別を始めとするあらゆる差別の解消を推進していくことが重要と考え、人権が尊重される五條市の実現に向けてこの条例を制定した。」との答弁があり、委員から、この条例が制定された場合、五條市民は今までとどのように変わるかをただしたのに対し、「市民等の責務について、市民等は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別を解消するため、差別を助長する行為をすることのないよう努めるものとする」と明記している。」との答弁があり、また、委員から、職員が今後実情に応じた指導及び助言をするためには、どのようなことをしていくかをただしたのに対し、「職員に研修を実施しているが、さらに、人権に関する研修等を行う。」との答弁があり、委員から、地域の方も含めてみんなで行い、差別をなくしていくことは大切なことなので、これからもよろしく願いますとの意見がありました。

また、委員から、五條市人権施策協議会の人数と構成員をただしたのに対し、「十一名で、構成員は、人権教育推進協議会会長、自治連合会会長、その他各種団体の会長等である。」との答弁があり、また、委員から、部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議は、この条例の中でどのようになっているかをただしたのに対し、「個別に条例の中に盛り込んだ部分はない。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、その他として、岡近隣公園の使用状況について協議し、その後、現地確認を行いました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「出所者の更生支援事業について」報告を受けた次第であります。以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る九日に行いました議案審議において既に終了いたしました。おります。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、五條市人権が尊重されるまちづくり条例に対しまして反対討論をさせていただきます。

この条例の第一条には、日本国憲法、世界人権宣言及び部落差別の解消の推進に関する法律といる重要な条例、法令が含まれておりますけれども、この条例の制定理由といたしまして、部落差別の解消の推進に関する法律の施行に伴い本条例の制定が必要となったためという理由になっておりますので、私は国会で制定されました部落差別の解消の推進に関する法律の施行に焦点を当てて反対討論をさせていただきますということを申し上げます。

まず、この条例の第二条、基本理念の中に、こうありますね、「市民等が差別の存在を捉え差別を許されないものと認識し、その解消の必

要性について理解を深めることを旨として行わなければならない。」というふうになっておりますけれども、この市民等が差別の存在を捉えと言う表現は差別が存在しているという前提条件が成立するわけです。だからこの条例では、差別が存在しているという判断の下にこの条例の表現が求められているというように私は解釈します。

そして、差別の存在があるのかどうかというこの現状の認識が、まず入り口の問題として重要になると思うのです。私は、差別は基本的に解決されているというふうに考えます。そのことは、平成二十八年十二月、この法律が可決される前に参議院の法務委員会が参考人質疑が行われまして、参考人として参加されました同和問題に長年携わってこられた運動団体の代表の参考人がおられます。具体的に申し上げますと、全国地域人権運動総連合の事務局長が参考人として参加されておりまして、もう一つは自由同和会の代表の方も参考人として参加されておりまして、この二人のいずれも参議院の法務委員会の参考人質疑で、日本はもう部落差別は基本的に解決されているということを証言されているわけですね。そして、この部落差別はどういうことが起因として起こったのかということとを長年頑張ってきております全国部落解放運動連合会の皆さんの方針をもとに明らかにしたいと思えます。

それは御存じのように、徳川時代に作られました封建的身分制度が部落差別の起因になっているというふうにとめられております。そして国民の一部が歴史的に、また地域的に差別され、職業、居住、結婚の自由を奪われるなど、不当な人権侵害を受け、劣悪な生活を余儀なくされたというふうにとめられております。長い間、旧部落の皆さんを始め、一番最初にできました全国水平社の皆さん、その後にもできましたいろいろな運動団体の皆さん方も基本的には、今明らかにしました徳川時代に作られました封建的身分制度が部落差別の原因だという考え方で政府にも要望し、取り組んでまいったわけですが、その運動に押されて昭和四十四年、当時の政府が同和对策事業特別措置法を国会に提出しまして、それが成立いたしました。この法律は約三十三年間続けられておりますけれども、その三十三年間の中で、国と地方を合わせて約十六兆円以上、国民の税金を投入されたというふうになっております。

この中で、先ほど申し上げましたように、法律上は部落という地域はもうなくなっているわけでありまして、そして住まい、そしてまた就職の問題、結婚の問題も基本的には解消されているというふうには運動団体の皆さん方も結論付け、私もそういうふうには判断しているところでございます。

従いまして、まずこの最初の差別が存在するからそれを捉えという、この現状認識は、現在の日本と五條市の現状には合わないということとを申し上げたいというふうに思います。

そしてその次、いろいろと市の責務、市民等の責務、教育及び啓発活動の充実とか、いろいろありますけれども、いずれも差別が存在するという前提条件の基での条例になっておりますから、これらにも問題点が含まれているというように私は判断しております。

最後、一番のこの条例の中の問題点は、第六条、推進体制の充実というところ、三項に「市は、前項の施策を推進するため、市内外におけるあらゆる差別の現状及び差別の解消のための施策に関する情報を収集し、市民等に提供するとともに、必要に応じた調査等を行うものとする。」と、こうなっているんですね。これは皆さん、現在の日本国憲法で保障された人権に照らしたら、こんなことはできないのではないかと思います。

この機会ですから、日本国憲法が保障している人権の主なものを申し上げますけれども、人権は全部で三十項目以上あります。その中の一番大事だと思う点を私の判断で申し上げますと、第十四条では「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」ということがあります。第十九条では「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」第二十一条では「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」二十四条「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」と、これは現在の日本国憲法が保障している基本的人権の中でも、今反対討論をしているこの人権に一番関係することだというように思いますけれども、この人権条項から言えば、差別の現状を調査するというようなことを、これは、私はできないと思います。

そしてこの差別の現状を調査するというのは、問題点としてもう一つあります。それは平成二十八年十二月に国会でこの法律が可決されたときに、付け加えられました附帯決議からしても、このようなことはできないというふうに考えます。

大事なことです。附帯決議の内容をもう一度明らかにしておきますけれども、国や自治体が格段の配慮をしなければならぬこととして、一、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動と部落差別の解消を阻害していた要因、つまり暴力的で人権侵害の確認・糾弾行動への対策を講じなければならぬ、二つ目は教育啓発で新たな差別を生むことがないよう留意すること、三つ目は部落差別の実態調査で新たな差別を生むことがないように留意する、今私が申し上げました部落差別の現状を調査することについては、部落差別の実態調査で新たな差別を生むことがないようということが附帯決議として付け加えられているわけでありまして、このことも活かされていないのと同じです。この条例には、そしてこの差別の現状の調査でもう一つ問題にありますのは、平成二十八年十二月議会で我が党の仁比聡平参議院議員が反対討論しましたけれども、その反対討論の中でこのように明らかにされております。いわゆる昭和六十一年、総務省が作った地域改善対策協議会基

本問題検討部会が報告されています。その報告の中には、何が差別かというのは、一義的かつ明確に判断することは難しいことであると、総務省の作った地域改善対策協議会でもこういうふうに結論付けているわけです。民間運動団体が特定の主観的立場から恣意的にその判断を行うことは異なった理論や思想を持つ人々の存在さえも許さないという独善的で閉鎖的な状況を招来しかねない、このように皆さんね、総務省が作った地域改善対策協議会でもこのように指摘しているわけです。

従いまして、今三点にわたって問題を明らかにしましたけれども、やはりこれは非常に重要な問題を含む条例だというふうに考えます。従いまして、ただ今申し上げましたような理由におきまして反対するものでありますけれども、そしたらいろいろな差別が発生したときには、どのように対応するのが適切なのかということ、私の見解で申し上げておきたいというふうに思います。

それはですね、やはり基本的には日本国憲法の人権条項を基に対応して、そして部落問題についての自由な意見交換のできる環境づくりを行政等々が作っていくという、自由な意見交換のできる環境を作ろうと思えば憲法に保障された思想、信条の自由、表現の自由を保障しなければこれはできませんからね、まずこれが重要だと考えます。

そしてどうしても悪質な差別につきましては、日本国憲法と現在日本にある法律がありますね、現行法律で対処できるわけでありまして。例えばこの間プロレスラーの木村さんがSNSの誹謗中傷で自殺されました。こういった問題について弁護士が見解を出しておりますけれども、SNSの発信者の情報開示請求をSNS事業者に起こすことができますね、だからそれを起こして特定すれば、やはり現在の日本の中には刑法の中に名誉毀損罪とか、そしていろいろな法律があるわけでありまして。例えば現在の刑法の中には侮辱罪、名誉毀損罪、威力業務妨害罪、強要罪等々、刑法によってこれだけの罪を問うことができますね、そういった現在の法律を活用して解決していくという、この方法もあるわけでありまして、やはり五條市としても日本国憲法、そして現在の法律を活用した不適切な差別発言があれば対応していくということが必要ではないかということをお申し上げまして、私の反対討論を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○議長（吉田雅範）以上で討論を終結します。

これより議第三十七号を採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田雅範）起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉

田雅範）次に日程第三、発議第九号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）発議第九号 地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議。  
標記のことについて、別紙のとおり提出するので決議を求める。

令和二年六月十八日提出

提出者 五條市議会議員 山口耕司

賛成者 五條市議会議員 岩本孝

〃 〃 平岡清司

〃 〃 養田全康

○議長（吉田雅範）本案につきましては重要な案件であり、文書による決議として提出されております。

提案の趣旨説明を求めます。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）ただいま上程されました発議第九号、地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議につきまして、案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議（案）

一 本会議に、委員六人からなる総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員会を設置するものとする。

二 本特別委員会は、地方自治法第百条第一項の規定により、次の事項について調査するものとする。

(一) 総合体育館における事務及び事業の執行に関する事項

(二) 公園緑地課の事務・事業に関する事項

(三) 危機管理課、児童福祉課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課の平成二十八年度から令和元年度までの入札及び随意契約の締結並びに事務・事業に関する事項

三 本会議は、二に掲げる事項の調査を行うため必要があるときは、地方自治法第百条第一項の規定により選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求する権限を本特別委員会に委任する。

四 本会議は、二に掲げる事項の調査を行うため必要があるときは、地方自治法第九十八条第一項の規定により、二に掲げる事項に関する書類及び計算書を検閲し、市長その他の執行機関の報告を請求して事務の管理、議決の執行及び出納を検査する権限を本特別委員会に委任する。

五 本特別委員会は、二に掲げる事項の調査が終了するまで、閉会中もなお、継続して調査することができる。

六 本特別委員会に要する経費は、令和二年度において二百万円以内とする。

以上、五條市議会は地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置することを決議する。

令和二年六月十八日

五條市議会

以上で、提案の趣旨説明を終わらせていただきます。議員各位には何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（吉田雅範）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略することに決しました。  
これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、養田全康議員の発言を許します。二番養田全康議員。

〔二番 養田全康登壇〕

○二番（養田全康） 百条委員会設置に賛成の立場から討論いたします。

議員各位も御存じのように百条委員会設置は二度にわたり否決となっており、その間に牧野議員や元市職員、入札業者など逮捕者が多数出ています。

これも全て五條市の備品購入をめぐる問題で不正が行われたとされ、牧野議員の三度目の逮捕ではあつせん収賄容疑で合計約百六十万円の小切手を受け取ったなど、不正な金の流れがあつたとの報道もされています。

私自身、多くの市民からなぜ百条委員会ができないのか、議員はなぜ黙認しているのか。他の議員も関係しているのか。反対する議員の思惑は何だとはよく質問を受けます。

また、警察は入札問題を中心に取り調べているようで、メディア報道では入札関連ばかりが目につきますが、皆様も御存じのとおり、契約問題、補助金問題、謝金、その他入札や随意契約にも不明な点が多数見受けられます。

そんな中、情けないことに百条委員会設置を目指す一部議員を誹謗中傷するラインが出回るなど、場外乱闘に発展し、本来、議員が行うべき職務以外の対応に追われる始末です。

また六月二十二日からはこの一連の不正入札での裁判も始まるようで、百条委員会設置が遅れてしまっている感は否めません。

警察に任せるのではなく、議員の職務を全うすること、それが百条委員会であり、しがらみに捕らわれるのではなく、不正を許さない態度を市民に明確にすることが必要であると考えます。

私の一般質問で市長も百条委員会に協力するとお答えいただきました。五條市の行政に関わる全ての皆様の手で全容解明し、市民に公表するべきだと思いますので、議員各位の御賛同お願いいたします。

○議長（吉田雅範） 以上で討論を終結いたします。

これより本件を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件について原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田雅範）起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（吉田雅範）意見調整のため、暫時休憩いたします。

午前十時五十一分休憩に入る

午後二時五十八分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（吉田雅範）先ほど総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員会が設置されました。この際、申し上げます。

総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は日程に追加し、議題とすることに決しました。

○議長（吉田雅範）追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）追加日程第一、選第二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）選第二号 特別委員会委員の選任について。

五條市議会委員会条例第六条第一項の規定により、委員の選任を行う。

令和二年六月十八日提出

五 條 市 議 会

○議長（吉田雅範）先ほど設置されました総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員会の委員の選任につきましては、あらかじめ御協議をいただいておりますので、委員会条例第六条第一項の規定により、私から指名いたします。

総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員会の委員を申し上げます。

山口耕司議員、福塚 実議員、吉田 正議員、平岡清司議員、養田全康議員、伊谷賢司議員。

以上、六名の方をお願いいたします。

なお、正副委員長の選出等について御協議を賜りたいと思いますので、各位には本日、本会議終了後、議会委員会室に御参集願います。

○議長（吉田雅範）次に日程第四、発議第十号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）発議第十号 牧野雅一議員に対する議員辞職勧告決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、提出します。

令和二年六月十八日提出

提出者 五條市議会議員 岩 本 孝

賛成者 五條市議会議員 山口 耕 司

〃 〃 平岡 清 司

〃 〃 養田 全 康

○議長（吉田雅範）提案の趣旨説明を求めます。七番岩本 孝議員。

〔七番 岩本 孝登壇〕

○七番（岩本 孝）ただいま上程されました発議第十号、牧野雅一議員に対する議員辞職勧告決議について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

牧野雅一議員に対する議員辞職勧告決議（案）

牧野雅一議員は、令和二年四月七日に官製談合防止法違反容疑で奈良県警察に逮捕され、その後、五月十四日に同容疑で再逮捕となり、その後、起訴された。このことに関し、令和二年第一回臨時会、第三回臨時会と二度にわたって議員辞職勧告決議を全員一致で可決したところであるが、六月十日にあつせん収賄容疑で三度目の逮捕となった。

新聞報道によると、指名競争入札において、牧野雅一議員は、卸業者の依頼を受け、卸業者の取扱い製品の規格に入札の仕様書の内容を制限するよう当時の入札担当者に働きかけて、その見返りに卸業者から小切手二枚、計約百六十一万円を受け取ったとされている。

再逮捕となった牧野雅一議員は、定例会において本市の財政健全化や、財政運営について的一般質問を数多く行い、その中には、「市民の貴重な貯金・財産である財政調整基金を未来に温存する予算編成に取り組むべきである。」等と主張していた。

しかし、このあつせん収賄罪は、公務員が請託を受け、他の公務員に職務上不正な職務行為の遂行や、するべき職務をしないようあつせんし、見返りとして賄賂を收受・要求・約束する罪である。

牧野雅一議員の行為は、議員としての立場を利用したものであり、市政を混乱させ、五條市議会の信頼を失墜させた断じて許すことのできない事案であり、自ら議員を早急に辞すべきである。

よって、五條市議会は、議会の品位の尊重と権威保持、そして議員の職責に鑑み、牧野雅一議員に対してその職を辞するよう勧告するものである。

以上、決議する。

令和二年六月十八日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。  
ありがとうございます。

○議長（吉田雅範）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。  
これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は決議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田雅範）起立全員であります。

よって本案は決議案のとおり可決すること決しました。

○議長（吉田雅範）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第一百五十五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出  
一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって申出どおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（吉田雅範） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は十九日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会したいと思いますますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には令和二年度五條市一般会計補正予算を始め重要案件の審議に終始御熱心に御精励を賜り厚くお礼申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際し本会議、各常任委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願い申し上げます。

以上で閉会の挨拶いたします。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀） 令和二年六月第二回市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会の期間中、本会議や委員会を通じ、慎重審議の上、一般会計補正予算を始め、全議案について原案のとおり御議決をいただき、心からお礼を申し上げます。

先ほど山口議員の発議による地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議が採決の結果、可決となりました。

今後、この問題の全容を解明していくためには、議会において、法に基づく独自の調査権を発動していただくことが大変重要だと考えております。

我々理事者側といたしましても、引き続き警察当局の動きを注視するとともに、顧問弁護士にも指示を仰ぎながら、適切に対応してまいり

たいと考えております。

また、吉田議長から、今回で二回目となる自身の政治活動看板の不正な取扱いについて謝罪がありました。先般の「ライン」による真偽不明の情報流布を含め、その行為は議会や行政への信用失墜につながることは明白であります。

申すまでもなく、議長職は、市の立法を司る議会議員十二名の代表であるため、改めて、自らの立場をよく理解されるとともに、一層の自戒を強く求めるものであります。

さて、今議会の一般質問において、藤富議員から、新型コロナウイルス感染症対策について、「市の対応が遅い」との御指摘がありました。しかし、高齢者の方々へのマスクの配布を始め、給食代の無償化や水道基本料金の減免など、本市の独自施策に対し感謝や激励のお言葉、またお手紙も多数いただいていることも事実であります。

また、特別定額給付金の支給状況については、現時点において、対象世帯数の八割強となる一万一千二百世帯、約二十五億二千七百万円の振込みが完了する見込みであり、県下他市と比較しても、決して遅れが生じている状況ではございません。

藤富議員が一般質問で指摘されております「市の対応が遅い」とする根拠は、一体、何を、どのように比較されてのことか分かりませんが、担当する職員が「残業」や「休日返上」で頑張っている中、そうした発言によって、職員の意識、またモチベーションが低下し、業務にも影響が出るものと思われま。市議会議員として、より大局的な視点に立って、御発言をされるべきだと考えております。

さらに、一部の事務執行において、市長である私の責任について言及もされておりますが、既に申し上げておりますように、執行機関の長として、当然、自らの責任は自覚しております。しかしながら、いずれの施策についても、神聖な議会の場において議員が審議され、議決を得たものでありますので、議員自らの責任においても、市民の皆様丁寧に説明をいただければと考えております。

最後になりましたが、議員各位には時節柄一層御自愛いただき、市民福祉向上のため、各般にわたり御精励をいただくとともに、国の二次補正への対応についても、近日中にお示しをいたしますので、改めて御審議いただくことをお願い申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

○議長（吉田雅範） これをもちまして、令和二年五條市議会第二回六月定例会を閉会いたします。

午後三時十七分開会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 吉田雅範

署名議員 岩本孝

署名議員 福塚実

署名議員 山口耕司